

「鶴舞幼稚園」の再編 について

(6月16日説明会資料)



【日時】平成27年7月11日(土) 午後2:00

【場所】鶴舞幼稚園

奈良市子ども未来部
子ども政策課

本日の説明会の内容

① 幼保再編とは

② 「幼保連携型認定こども園」とは

③ 鶴舞幼稚園の再編について

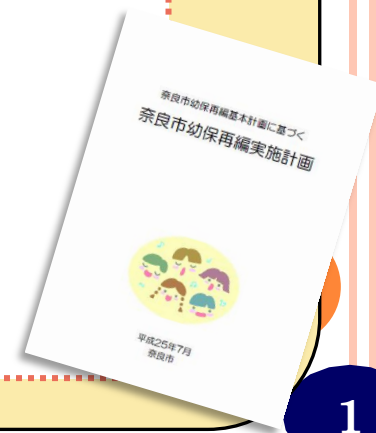
④ 民間活力による認定こども園への移行について
(別添：鶴舞幼稚園の民営化に向けた基本的な考え方)

① 幼保再編とは

本市では、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりのため、民間活力を最大限に活用するとともに、市立幼稚園と市立保育所を再編し一体化することで「幼保連携型認定こども園」への移行を計画的に進めています。

市立こども園一覧

H 21 . 4	「富雄南」	
H 22 . 4	「都祁」	
H 24 . 4	「左京」	
H 26 . 4	「青和」	・ 「都跡」
H 27 . 4	「帯解」	・ 「月ヶ瀬」



② 「幼保連携型認定こども園」とは

長い歴史の中で、子どもや保護者と手をたずさえながら培ってきた奈良市の教育・保育

幼稚園

保育所

再編による幼保一体化

「幼保連携型認定こども園」

教育・保育を
一体的に提供

地域における
子育て支援



年齢別提供サービス

保育を必要
としない

保育を必要
とする

3～5歳 就園児	教育・保育
	延長利用
	給食

0～2歳 就園児	教育・保育
	延長利用
	給食

未就園児	子育て相談や 親子登園等
------	-----------------

新しい幼児期の教育・保育のかたち I

子ども本位の教育・保育の充実

これまでの幼稚園児・保育園児が、ごく当たり前と一緒に生活できる、入園から小学校就学までの一貫した教育・保育を担う一体型施設として、年齢に応じた適切な集団規模のなかで相互に支え合い育ち合える、子ども主体の教育・保育を実施します。



たくさんの友達と遊ぶのたのしい♪
次は何して遊ぼうか！！

新しい幼児期の教育・保育のかたち Ⅱ

保育サービスの拡大

給食・延長保育など、これまでの幼稚園や保育所のもつ機能がさらに充実することで、3歳児からは保護者の就労状況等に関わりなく施設を利用できるようになります。

また、特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢なども充実します。

安心して子どもを園に預けて働けるね。



こども園の基本的な1日のながれ イメージ図

時間	[3号認定] 保育園的な利用の 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		[2号認定] 保育園的な利用	[1号認定] 幼稚園的な利用
	[開園]		
7:30	順次登園	順次登園	
9:00			登園
	保育	教育・保育 (共通利用)	
	昼食(給食)	昼食(給食)	
	午睡	教育・保育 (共通利用)	
14:00		(午睡)	降園
	保育	保育	延長 利用
17:00	順次降園	順次降園	
18:30	[閉園]		

※ 時間等は、
目安です。

【共通利用時間】

年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。



みんなで食べる
給食はとっても
おいしいよ!

新しい幼児期の教育・保育のかたち Ⅲ

子育て支援の推進

こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などを通して、地域の子育て支援の拠点として、安全・安心な子ども・子育て支援を行います。

小さな子どもをもつ親同士、
子育て情報が交換できて助かるわ。



認定こども園の保育料

- 施設形態が「公立幼稚園、公私立保育所、公私立こども園」のいずれであっても、お子様の年齢と父母の所得に応じた負担（現在の保育園保育料の算定方法）となります。
- また、所得の状況と合わせて、利用形態（長時間利用・短時間利用等）やサービスの利用量（延長利用等）などによって保育料が算定されることとなります。

③ 鶴舞幼稚園の再編について I

主な現状・課題

市が、保有する資産を市民ニーズにマッチした的確な活用ができていない

- 総園児数が30名に満たない状況が継続しています。
 - 園児募集停止等基準に該当
- 平成8年に建設された施設は、市立幼稚園の中でも新しく、園庭も十分な広さを確保できています。
- 近鉄学園前駅へのアクセスも良く周辺保育所は待機児童を抱えています。
 - 鶴舞幼稚園舎近隣には、再編により一体化できるような市立保育所はなく、市立施設として新たに乳児から幅広く園児を受け入れる体制を整備するための人材や財源はすでに枯渇

各年度5月現在の
鶴舞幼稚園園児数

年度	4歳児	5歳児	計
H27	10	10	20
H26	9	12	21
H25	10	13	23
H24	15	11	26
H23	10	14	24
H22	13	11	24

③ 鶴舞幼稚園の再編について II

本市では、鶴舞幼稚園の再編方針を次のように公表しています。

幼保再編について

本市では、これまで近隣市立幼保施設を再編することにより市立こども園への移行を図ってきました。

鶴舞幼稚園の再編を検討する中では、前例どおり市立幼保施設による再編（鶴舞幼稚園が閉園になる場合があります）を実施するよりも、鶴舞幼稚園の運営主体を民間法人に任せる（いわゆる民営化）ことで私立幼保連携型認定こども園へ移行する方が、より教育・保育サービスの充実が図れると考えています。

- 民間活力を最大限に活用することで、市民の多様な保育ニーズに添ったサービスの展開が期待されます。
 - 適切な集団規模での教育・保育の実施(0～5歳児対象施設として検討)
 - 保育サービスのさらなる充実(3歳児保育、給食、開園時間の延長など検討)
 - 特色ある教育・保育の実施
- 適用する保育料金表は、市立こども園と同じです。

④ 民間活用による認定こども園への移行について I

運営法人の募集条件等の設定や選定作業、さらには引継などの実施にあたっては、保護者、地域、有識者の意見を十分踏まえながら進めます。

移行へのスケジュール

- [平成27年度] 運営法人の募集・選定作業
- [平成28年度] 約1年間かけて市と移管先法人による引継作業を実施
- [平成29年度] 私立幼保連携型認定こども園へ移行
 - 認定こども園へのスムーズな移行を図るため、平成29年度から私立認定こども園へ移行することを前提に平成28年度入園の園児募集を実施したいと考えています。
 - 移管先法人を法に基づき、「公私連携法人」に指定し、市との協定を締結することで、移管先法人の経営面の負担軽減を図りながら、運営面等での市の関与を明確化します。

④ 民間活用による認定こども園への移行について II

私立幼保連携型認定こども園へ移行することをめざすにあたって、特に次のような事項に留意します。

民営化にあたっての留意事項

- 園児への十分な配慮
移行期間や引継期間を十分に確保するとともに、信頼性の高い運営法人を選定します。
- 保護者や地域関係者の不安解消
きめ細かな情報提供を行うとともに、皆様のご意見を運営法人選定等に反映させます。
また、市立園がこれまで培ってきた地域との交流を尊重し、継続できるような法人を選定します。
- 運営主体が移管された後も、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保ち続けます。